平成２４年（フ）第３５号
北九州市八幡西区瀬板１丁目１番20―805号
債務者　宮島　　実
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４５４号
北九州市小倉南区志井１丁目１番３―101号
債務者　上田　俊弘
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４７４号
北九州市八幡西区町上津役西１丁目２番41号
債務者　コスモこと　渡邉　裕次
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４８０号
北九州市小倉南区徳力新町２丁目１番15―602号
債務者　中島　貴子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４９１号
北九州市小倉南区徳力団地60番505号
債務者　西尾　理恵
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４９８号
北九州市八幡西区小嶺台３丁目11番１―103号
債務者　山川　裕子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２２号
青森県むつ市横迎町１丁目４番３号
債務者　畑中　久雄
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
盛岡市東見前９地割34番地25
債務者　向　　由一
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１９９号
岩手県岩手郡岩手町大字一方井第13地割85番地
債務者　今松　秋子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２０４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1204番地83
コーポラスＫ205号
債務者　越後　愛子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６３５号
神戸市北区道場町塩田2659番地
債務者　東　　和矢
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５９号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目20番11号　Ｋマンションムサシ202号
債務者　岸　　雅子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７０号
神戸市兵庫区島上町２丁目２番22号　第２赤松ビル４－Ｂ、従前の住所神戸市兵庫区塚本通５丁目５番17号
債務者　松本由美子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７号
長崎県南島原市西有家町須川2822番地
債務者　森　　茂子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
長崎県島原市新湊２丁目丙1748番地85　前田アパート２号、前住所長崎県南高来郡西有家町須川2822番地
債務者　森　　正保
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
長崎県南島原市南有馬町戊1209番地４
債務者　小島　正輝
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係